

倉 荷 証 券

寄託者

殿

第 号

種 類			記 号				
品 質							
個 数							
数 量	単量			保管場所			
	総量			入庫月日	年 月 日		
荷 造			保管期限	年 月 日			
保 管 料	1 期 につき		摘 要				
火 災 保 險	金 額	単価					
		総額					
期 間	貨物保管中						
保 險 者							

(入庫番号 第 号)

上記の貨物を裏面の条約に従いお預かりいたしました。寄託者またはその指図人にこの証券と引換えにお渡しいたします。

年 月 日 神戸市においてこの証券を作成しました。

森 本 倉 庫 株 式 会 社
代表取締役社長 森本 真弥

証 券 約 条

この証券所持人は、次の条項を約諾したものとする。

- 第1条 次の損害については、当社は、その責任を負わない。
 1 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、原子力事故、戦争、事変、暴動、サイバー攻撃、パンデミック、強盗、労働争議、被害、虫害、貨物の性質若しくは欠陥、荷造りの不完全、防疫その他の抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害。
 2 保険者の損害てん補額を超える火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付きなかつた受寄物の火災による損害。
 3 当社が第5条により契約を解除し又は第6条により適宜の処置をしたことによる損害。
 4 契約の解除又は保管期間満了の後に当社が行なう引取の請求に定めた期限後において当該貨物について生じた損害。
 5 その他当社又はその使用人の故意又は重大な過失に原因しない損害。
- 第2条 受寄物の内容を検査しない旨又は受寄物の種類、品質及び数量が寄託者の申込による旨を証券面に表示したときは、当社は、受寄物の内容と証券面の記載との不一致については、責任を負わない。
- 第3条 受寄物に関して当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。
- 第4条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

- 第5条 当社は、受寄物が当社の寄託の引受の拒絶事由に該当することが明らかになったとき又は受寄物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなつたときは、契約を解除することがある。
- 第6条 当社は、受寄物の保管を継続することができなくなつた場合において、証券所持人が適宜の処置をしないとき又は当社が催告をするいとまがないときは、証券所持人の費用で受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることがある。
- 第7条 証券所持人が保管期間満了の際に引取又は期間更新の手続をしないときは、当社は、当社の倉庫寄託約款第33条から第36条までの規定により、受寄物を供託若しくは競売し又は任意に売却することがある。
- 第8条 証券所持人は、保管料、荷役料、立替金その他寄託物に関する費用を保管期間満了の日までに支払うものとし、その支払を怠つたときは、その日の翌日から年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。
- 第9条 当社は、保管料、荷役料など料金を変更したときは、証券面記載の金額にかかわらず、変更された日の属する期から、新料金により請求する。
- 第10条 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当社と保険者との特約による。
- 第11条 当社は、証券所持人に告知しないで保険者を変更することがある。
- 第12条 当社は、証券所持人が留保しないで寄託物を受け取つた後は、保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任を負わない。
- 第13条 当社の通知又は催告は、証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第98条に定める方法により行うことがある。
- 第14条 前各条に記載しない事項については、当社の倉庫寄託約款による。

譲 渡 欄		
日付	譲渡人氏名・印	譲受人氏名

貨 物 受 取 欄				
日付	受取個数	残余個数	受取人氏名・印	当社認印